

下水道施設の排水樋門操作要領の策定について

1 策定趣旨

浸水被害の軽減を図る「流域治水」の一環として、河川等から下水道への逆流を防止するために設けられる下水道施設の樋門等で操作を伴うものについて、操作の基準、方法等の規則を定めることが下水道法第7条の2において義務付けられた。

2 法令等経緯

令和3年5月10日 流域治水関連法公布（下水道法を含む9法）
 令和3年7月15日 改正下水道法施行（樋門等の操作規則の策定義務化）

↓ ・河川管理者である国、県と調整
 ↓ ・168号、169号雨水幹線の管理を統合
 令和5年3月 （市）操作要領の策定

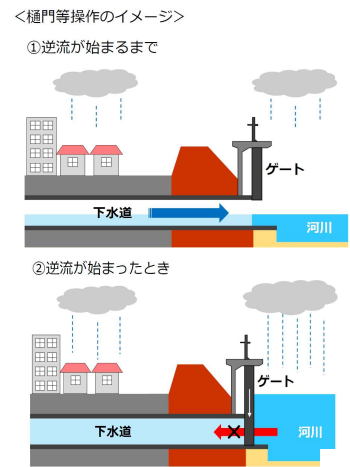
3 対象樋門 *全14箇所

【単独樋門】

	樋門名	河川名
1	五輪下排水樋門	阿武隈川
2	落合堀排水樋門	
3	120号排水樋門	逢瀬川
4	3号排水樋門	
5	4号排水樋門	
6	6号排水樋門	
7	開成山排水樋門	笹原川
8	168号排水樋門	
9	169号排水樋門	

【ポンプ場に付随する樋門】

	樋門名(ポンプ場名)	河川名
1	新堀川排水樋門 (古川ポンプ場)	阿武隈川
2	古坦排水樋門 (古坦ポンプ場)	
3	横塚排水樋門 (横塚ポンプ場)	逢瀬川
4	梅田排水樋門 (梅田ポンプ場)	
5	水門町排水樋門 (水門町ポンプ場)	谷田川



4 （市）排水樋門操作要領（案）

○排水樋門操作要領（案） 第1章 総則(第1条～第4条) 第2章 警戒体制(第5条～第7条)
 *抜粋 第3章 機場等の操作の方法等(第8条～第12条) 第4章 雑則(第13条～第17条)

(操作の目的)
 第2条 樋門の操作は、一級河川阿武隈川及び一級河川逢瀬川及び笹原川の洪水による落合堀、105号、120号、3号、4号、6号、114号、168号、169号雨水幹線への逆流を防止することを目的とする。
 (洪水時の操作方法)
 第8条 管理者は、河川水位が氾濫注意水位以上避難判断水位以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 河川から雨水幹線への逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 河川から雨水幹線への逆流が始まったときは、ゲートを全閉すること。
- (3) ゲートを全閉している場合において、河川水位が下降傾向にあり、樋門の上流側の水位が樋門の下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。

*上記項目のほか、警戒体制の実施及び措置、周知、訓練、点検、記録の作成と保存等について記載

5 今後の対応

3月24日に各派会長会へ説明後策定し、年度内公表予定。